

令和 2年 8月 6日

車両検修設備等工事共通仕様書
横浜市交通局技術管理部車両課

1 総則

(1) 共通仕様書の適用範囲

本共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負人の責任において履行すべきものとする。

(2) 適用規定

本工事には交通局契約規程及び工事請負契約約款を適用する。

(3) 設計図書

設計図書とは、現場説明書、特記仕様書、設計書、設計図及び共通仕様書等をいい、すべての設計図書は相互に補完するものとする。

(4) 設計図書の優先順位

設計図書間に相違がある場合の設計図書優先順位は、次のとおりとする。

- ア 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
- イ 設計書
- ウ 特記仕様書
- エ 設計図
- オ 本共通仕様書及び横浜市建築局監修工事施工マニュアル（最新版）
（機械設備工事・電気設備工事施工マニュアル）
- カ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修標準仕様書（最新版）
（機械設備工事・電気設備工事の標準仕様書、施工監理指針、標準図）

(5) 用語の定義

本共通仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- ア 「監督員」とは、「工事請負契約約款」に規定する監督員をいい、請負者に通知された総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
- イ 「請負人」とは、当該工事請負契約の請負人または契約約款の規定により定められた現場代理人という。
- ウ 「監督員の承諾」とは、請負人等が監督員に対して書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。
- エ 「監督員の指示」とは、監督員が請負人等に対して工事の施工上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- オ 「監督員と協議」とは、協議事項について、監督員と請負人等とが結論を得るた

めに合議し、その結果を書面に残すことをいう。

カ 「監督員の検査」とは、施工の各段階で、請負人等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、請負人等より提出された資料に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。

キ 「監督員の立会」とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。

ク 「特記」とは、1（4）ア～エに指定された事項をいう。

ケ 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名または捺印された文章をいう。

コ 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録等に関する図書をいう。

サ 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者または検査員が行う検査をいう。

シ 「技術検査」とは、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、発注者が定めた技術検査を行う者が行う技術的な検査をいう。

ス 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。

（6）疑義

設計図書に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議する。

（7）官公署その他への手続き

本工事着手、施工、完成にあたり、関係法令等に基づく手続きが必要な場合は、所轄官公署等に対する一切の手続きを遅滞なく請負人の負担において行い、手続き時には発注者と密接な連絡を保つと共に、設備の使用開始に支障のないようにしなければならない。また、関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用も負担する。

なお、届出手続等の一覧を施工計画書内に盛り込み提出すること。

（8）別契約の関連工事

別契約の施工上密接に関連する工事については、監督員の調整に協力し、当該工事関係者ととも、工事全体の円滑な進捗及び施工に努める。

（9）発生材の処理

発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、発生材の処理は「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に基づき次により行う。

ア 引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理し、その旨を監督員に報告すること。尚、建設廃棄物の保管・収集・運搬・中間処理及び最終処分に関する具体的な処理計画を作成し、監督員に提出すること。

イ 特記により引渡しを要するものは、指示された場所に整理の上、「発生材料引渡書」を添えて発注者に引渡す。

(10) 支給品

支給品として引き渡しを要するものは、次による。

ア 支給品の品名、数量・品質及び規格等は、特記による。

イ 支給品の引渡しは、原則として工事現場車上渡しとする。

ウ 請負人は、支給品の引渡しを受けた時は、遅滞なく「支給材料受領書」を監督員に提出する。

エ 請負人は、支給品の性能の低下及び損傷のないよう責任をもって管理する。

(11) 予備品

予備品は、長期の保存に適するよう包装又は荷造りして、その名称・数量及び製造者名等を外部に明記し、「予備品引渡書」を添えて指示する期間までに指定された場所に納入する。なお、予備品の内容は、特記による。

(12) 総合調整

本工事完成に際しては、完成検査前に請負人等は、関係者の立会いの上、各設備の機能その他の総合調整を行い、データを作成し、完成検査前に監督員へ提出する。

(13) 官庁検査

官庁検査に請負人等は必ず立会い、監督員の指示に従い検査による指摘事項がある場合は、指定の期間までに、これを完了しなければならない。

(14) 完成検査

完成検査時には、総ての障害物、仮設物を除去し清掃を行っておかなければならない。また、本工事の完成は関係諸官庁等による諸検査完了後、発注者の検査に合格した時をもって完成とする。

(15) 引渡し

本工事完成後、目的物引渡し手続きの完了までは請負人等がこれを管理する。

(16) 契約不適合責任期間

工事目的物引渡し後、1年間は請負人の責に帰する故障、工事施工上の不具合等契約不適合箇所について、請負人の責任として無償で迅速に修理もしくは新品に交換する。但し、その不適合箇所が請負人の故意または重大な過失により生じた場合には、当該期間にかかわらず、請負人が責任をもつものとする。

(17) 契約不適合に係る修補確認

請負人は、契約不適合責任期間終了前に工事目的物について、不適合の有無を確認しなければならない。確認の実施時期は、原則として1年経過前1ヶ月以内とする。確認内容は発注者の指示により決定する。

(18) 地元住民等への配慮及び場内場外の清掃

工事施工にあたっては、監督員と協議の上、地元住民及び地下鉄利用者等に迷惑を及ぼさないように最大の配慮をしなければならない。また、場内から搬出車両等により敷地内及び公道を汚すことのないようにする。

(19) 火災保険等

「工事請負契約約款」の火災保険等は、次によることとする。

ア 保険の種類は「普通火災保険」または「建設工事保険（組立保険）」とする。

イ 保険期間は、原則として工事着工日から工事目的物引渡し日までとする。

ウ 保険の目的物は、工事目的物とする。

エ 保険金額は請負金額とする。

オ 被保険者

(ア) 「普通火災保険」は横浜市交通事業管理者とする。

(イ) 「建設工事保険（組立保険）」は工事請負人とする。但し、火災による損害てん補分については、横浜市交通事業管理者を受取り人とする特約を付すること。

カ 保険証券等の提出

(ア) 「普通火災保険」は、「工事請負契約約款」の規程により、その証券の写しを監督員に提出する。

(イ) 「建設工事保険（組立保険）」は、第1回部分払いの請求時に保険証券の写し及び特約の写しを提出する。

キ 火災保険等の免除

請負金額が500万円未満の場合で火災による損害てん補を請負人が負担可能な場合は、監督員の承諾により火災保険等を免除することができる。

(20) 工事实績データの作成・登録

請負人は、工事請負金額が500万円以上の工事を請け負った場合には、工事实績情報入力システム（CORINS）に基づき、「工事实績データ」を作成し（財）日本建設情報総合センターへデータを提出すると共に、同センターが発行する受領書の写しを監督員に提出するものとする。

なお、登録データの提出期限は、原則として下記のとおりとする。

ア 受注時に於ける登録データの提出期限は、契約締結後7日以内とする。

イ 完了時に於ける登録データの提出期限は、工事完成後7日以内とする。

ウ 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から7日以内に変更データを提出しなければならない。

(21) 建退共への加入

請負人は、下請業者も含めて期間雇用者（現場作業員）を採用する場合、建設業退職金共済制度（建退共）に加入し、契約締結日から原則として2カ月以内に「発注者あて掛け金収納書」を監督員に提出すること。なお、2カ月以内に提出できない場合は、「収納書提出遅延理由書」に遅延理由等を記載して監督員に提出すること。

また、採用しない場合は、「期間雇用者不採用理由書」に不採用理由等を記載して監督員に提出すること。

(22) S I 単位

国際単位系である S I 単位の適用に際し、疑義が生じた場合は、監督員と協議をすること。

(23) ワンデーレスポンス

ワンデーレスポンスとは、監督員が請負人からの協議や質問への回答を、基本的に「その日のうち」に行うものである。本工事は原則としてワンデーレスポンスを適用するが、詳細は特記仕様書による。

2 工事現場管理

(1) 現場代理人

請負人は、「工事請負契約約款」に規定する現場代理人を本工事期間中現場に常駐させ、「工事請負契約約款」の当該事項のほか諸工事の連絡・進行・事務・事故防止・作業員取締りの責にあたらせ、特に他工事と関連する箇所については、関連業者間で十分な打合せを行い、全体工事の進捗に支障をきたさないようにしなければならない。ただし、現場説明書等に別途定められている場合は常駐義務を緩和することができる。なお、主任技術者等は、これを兼ねることが出来る。

(2) 主任技術者等

ア 主任技術者とは、「工事請負契約約款」に規定する主任技術者または監理技術者をいう。

イ 監理技術者は、建設業法に従い指定建設業監理技術者資格証を有する者とする。

ウ 上記の資格を証明する資料を「主任技術者または監理技術者選定通知書」に添付し、監督員に提出して承諾を受ける。

(3) 電気保安技術者

ア 電気事業法に定める自家用電気工作物に係わる工事においては、電気保安技術者をおくものとする。

イ 電気保安技術者は、その自家用電気工作物に該当する資格を有する者またはこれと同等の知識及び経験を有する者で監督員の承諾を受けた者とし、監督員の指示に従い自家用電気工作物の保安の業務を行う。

(4) 工事現場の安全衛生管理

ア 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従って、これを行う。但し、別に責任者が定められた場合は、これに協力する。また、同一現場で別契約の関連工事が行われている場合で、監督員により労働安全衛

生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく措置を講じること。

イ 工事施工にあたっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう施工方法等を定める。但し、これにより難しい場合は監督員と協議すること。また、気象予報または警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。

ウ 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取り扱いに十分に注意すると共に、適切な消火設備、防災シート等を設ける等、火災の防止措置を講ずる。また、施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努める。

エ 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等、事故の防止に努める。また、建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。

オ 営業線・車両基地の工事現場で火気の使用を行う場合は、「火気使用届出書」を提出し、監督員の承諾を受けて適切な消火設備を設ける。

カ 不審物等を発見した時の対応

(ア) 工事現場もしくは発注者施設内で不審物等を発見したときは、手を触れるなどせず、直ちに監督員に連絡し、その指示に従うこと。不審者を見かけたときも同様とする。

(イ) 不審物等を発見したときの連絡・通報先などについて、あらかじめ監督員と確認しておくこと。

(5) 災害及び公害の防止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置すると共に、特に次の事項を守らなければならない。

ア 第三者に災害を及ぼしてはならない。

イ 公害の防止に努める。

ウ 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害または公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督員と協議する。

エ 横浜市役所環境行動方針に沿った環境保全の取り組み

(6) 臨機の処置

災害または公害が発生した場合は、人命の安全確保を優先すると共に二次災害の防止に努め、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告する。

(7) 養生

既存部分・施工済み部分・未使用機器及び材料等で、汚染または損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。

(8) 業者区別

本工事中、請負人は作業員に対し他業者と区別できる作業着、保安帽、腕章、名札等のうちいずれかを必ず全員に着用させる。

(9) 工事用電源及び用水

本工事用電源及び工事用水は特記による。なお、請負人が負担する場合は、これに必要な諸条件は請負人の責任において総て満足させる。

(10) 軽微な変更

本工事施工にあたり、現場の納まり、取合わせ等の関係で、材料の取付け位置・寸法及び取付け工法等を多少変更、あるいはこれによって取付け員数を幾分増減する等の軽微な変更は、監督員の指示に従い異議なく施工し、本契約内で処理する。

(11) 障害物及び埋設物の処理

本工事施工に伴って生じる小さな障害物は、請負人の負担において処理する。また、工事着手前に埋設物を十分に調査の上、その状況を監督員に報告する。なお、埋設物は監督員の指示により工事に支障をきたさないように保護等の措置をする。

(12) 作業時間等

作業時間は、原則として発注者の就業時間とし、特別に作業時間帯の変更のある場合は、予め監督員と協議する。また、土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日に工事を施工しない。但し、設計図書に定めのある場合またはあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(13) 後片付け

工事完成に際しては、当該工事に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

(14) 検車庫・検修庫及び車両修繕工場内工事保安対策

検車庫・検修庫及び車両修繕工場は車両の各検査・作業を通常通り行うため、そこで工事を行う場合は別紙資料「請負工事等の営業線内安全作業要領」を十分に熟知し、安全管理を行う。

3 工程表・施工計画書その他

(1) 実施工程表

ア 着工に先立ち、実施工程表（ネットワーク手法）を作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、監督員の承諾により工程表で代替できるものとする。

イ 実施工程表に変更の必要を生じ、その内容が重要な場合は、変更実施工程表を速やかに作成し、監督員の承諾を受ける。

ウ 監督員の指示により、上記実施工程表の補足として、週間又は月間工程表及び工種別工程表等を作成し、監督員に提出する。

エ 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

(2) 施工計画書

- ア 着工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。但し、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督員の承諾を受けて省略することが出来る。
- イ 工種別に、機器・材料・工法・品質管理及び搬入計画等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。但し、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督員の承諾を受けて省略することが出来る。
- ウ 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告すると共に、施工等に支障をきたさないよう適切な措置を講ずる。
- エ イの施工計画書の承諾の範囲には、仮設は含まれないものとする。但し、特記による仮設は、この限りではない。

(3) 施工・製作図・見本その他

施工図・製作図・製作仕様書及び見本等は、施工に先立ち速やかに監督員に提出し、承諾を受ける。但し、製作の必要性の少ないものは、監督員の承諾を受けて省略することが出来る。また、施工図等の作成に際し、別契約の施工上密接に関連する工事との納まり等について十分検討する。

(4) 色等の指示

色等は、監督員の指示により決定する。請負人は色見本等をあらかじめ用意し、監督員に提示すること。

(5) 作業員への指示

「3 (1) 実施工程表」・「3 (2) 施工計画書」・「3 (3) 施工図・製作図・見本その他」及び「3 (4) 色等の指示」により作成した図書等は、関係する作業員に周知徹底させる。

4 機材

(1) 機器及び材料

- ア 機器及び材料（以下「機材」という）は、新品とし、監督員の検査を受けて合格したもの、または「4 (4) 機材の検査のイ」により承諾を受けたものとする。但し、仮設として使用する機材は、新品でなくても良い。
- イ 設計図書に「J I Sマーク表示品」と指定された機材は、日本工業規格マークのあるものとする。
- ウ 機材の品質が明記されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。
- エ 機器には、製造者名・製造年月日・形式・形番及び性能等を明記した銘板を付けるものとする。
- オ 調合を要する材料は、調合表を監督員に提出し、承諾を受ける。また、機材の色等については、監督員の指示を受ける。

カ 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、「1（6）疑義」による。

（2）機材搬入の報告

ア 機材は搬入ごとに、その機材が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、監督員に速やかに「工事材料検査申請書」を提出する。但し、軽易な機材については、監督員の承諾を得て「工事材料検査申請書」の提出を省略することが出来る。

イ アにおいては、監督員と協議の結果、必要があると認められるものについては、機材の品質を証明する資料を提出するものとする。

（3）工場立会検査

工場立会検査を行う機材は、特記による。また、立会検査日の30日前に「立会検査申請書」を監督員に提出する。

（4）機材の検査

ア 機材は種別ごとに「工事材料検査申請書」を提出し、監督員の検査を受ける。但し、軽易な機材については、監督員の承諾を受けて省略することが出来る。

イ 監督員の検査に合格した機材と同じ種別の機材は、監督員が特に指示する機材を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

ウ 現場搬入した機材のうち、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。

（5）機材の保管

搬入した機材は、工事に使用するまで変質等がないよう保管する。

（6）機材検査に伴う試験

ア 試験は、次の機材について行う。

（ア）特記により指定された機材

（イ）試験によらなければ、設計図書に定められて条件に適合する事が証明できない機材

イ 試験方法は、JIS等の法規または規格に定めのある場合は、それによる。

ウ 試験が完了した時は、その試験成績表を速やかに監督員に提出する。

エ 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることが出来る。

5 施工

（1）施工

ア 施工は、総て設計図書に示された設備が、その機能を完全に発揮するように責任をもって誠実に行う。

イ 施工は、設計図書及び監督員の承諾を受けた工程表・施工計画書・施工図及び製作図等に従って行う。

(2) 技能士

ア 技能士は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による1級技能士の資格を有し、合格証明書の写しを監督員に提出し、承諾を受けた者とする。

イ 技能士の適用は、特記による。但し、作業の一部が簡易な場合は、監督員の承諾を受けて、省略することが出来る。

ウ 技能士は、当該職種別技能士1名以上とし、適用工事作業中自ら作業すると共に、他の技能者の作業指導を行い、施工品質の向上に努めるものとする。

(3) 一工程の施工確認及び報告

施工の一工程が完了した時または工程の途中において監督員に指示された場合は、その施工が設計図書の定められた条件に適合することを確認する。また、確認した事項を「工事日報」に記載し監督員に報告する。

(4) 施工の検査

ア 設計図書に定められた場合、「5（3）一工程の施工確認及び報告」により報告した場合及び監督員の指定した工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。但し、これによることが出来ない場合は、別に指示を受ける。

イ 合格した工程と同じ工法により施工した部分については、以後の監督員の検査は、原則として抽出検査とする。但し、監督員が特に指示したものについては、この限りでない。

(5) 施工の立会い

次の場合は、原則として監督員の立会いを受ける。但し、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。

ア 設計図書に定められた場合

イ 主要機器を設置する場合

ウ 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合

エ 総合調整を行う場合

オ 環境測定を行う場合

カ 監督員が特に指示する場合

なお、監督員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の指示を受ける。また、必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用を負担する。

(6) 施工に伴う試験

ア 試験は次の場合に行う。

(ア) 設計図書に定められた場合

(イ) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明出来な

い場合

イ 試験が完了した時は、その試験成績表を速やかに監督員に提出する。

(7) 工法等の提案

設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案がある場合は、監督員と協議する。

6 記録

(1) 記録

ア 工事の全般的な作業内容を「工事日報」に記載し、監督員に提出する。

イ 監督員が指示した事項または監督員と協議した事項について「打合せ議事録」に記載し監督員に提出する。但し、軽易な事項については監督員の承諾を受けて省略することが出来る。

ウ 監督員が施工の適切なことを証明する必要があると認め指示した場合または、隠ぺい部等後日の目視による検査が容易でない部分の施工及び一工程の施工を完了した場合は、施工記録、工事写真、見本品及び試験成績表等必要な資料を整備して提出する。

エ 工事施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。

(2) 工事写真

ア 工事写真は、工事着手前の状況・工事進捗状況・工事工程詳細（埋設・埋め込み・隠ぺい施工箇所、やり直しのきかない施工箇所及び重要な施工箇所並びに監督員が指示した箇所）・完成後の各段階ごとに撮影し、工事場所・年月日・内容等がわかるように整理する。原則として、工事写真内に詳細の内容を記載した黒板が判読出来るように撮影すること。黒板情報を電子化する場合は特記による。また、軽微な工事で監督員の承諾したものは、写真を省略してもよい。なお、監督員の要求があった時は、遅滞なくこれを提出する。

イ 電子納品

(ア) 工事写真は原則として電子納品とする。電子納品（デジタル写真）とは、工事写真を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「デジタル写真管理情報基準」（以下「基準」という）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(イ) 工事写真は、「基準」に基づいて作成した電子データを媒体（CD-R・DVD-R）で正副各1部提出する。「基準」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「基準」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の事前協議・運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」を参考にするものとする。

(ウ) 工事写真の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

(3) 標識その他

- ア 消防法等による標識（危険物表示板・機械室等の出入口の立入禁止標示・火気厳禁の標識等）を設置する。
- イ 機器には、名称及び記号を記入する。

(4) 掲示板及び配管色別標示板

- 監督員の指示により、本工事に関連のある機器等の「系統図」及び「取扱い注意事項」等を書いた掲示板を取付ける。
- また、必要に応じて、標示板を取付ける。

(5) 引渡し物品

請負人は工事目的物引渡しの時、次の物品に目録を添付し監督員の指示により引渡すものとする。また、予備品等は規格・形状及び数量を記載すること。

ア 完成図書類

完成図書は電子納品と、紙媒体の両方の提出とするが、電子納品については「工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編」や「電子納品運用ガイドライン（案）機械設備工事編」等（以下要領等）に基づいたものとする。やむを得ず、要領等に基づいた提出ができない場合は、監督員と協議をし、電子納品をすること。

(ア) 完成図は、工事完成時に於ける設備の現状を明瞭かつ正確に記載し設計図に準じた内容のものとする。

(イ) 施工図は、現場変更等を確実に訂正したものとする。

(ウ) 主要機器完成図は、監督員の承諾を得た製作図に準じたものとする。

(エ) 機器性能試験成績表は、今回新規に設備したもので、各機器の性能・作動試験等を記載したものとする。

(オ) 保守に関する指導案内書及び機器取扱い説明書は、各設備の機能が十分に発揮しうるよう主要機器を含めた装置の取扱い説明及び保守についての事項を記載したものとする。

(カ) 各設備の代表的な部分及び監督員が指示する部分の完成写真を提出する。

(キ) 提出部数は次のとおりとする。

- a 完成図・施工図原図（A 3 版）（電子納品の場合は提出不要）・・・各 1 部
- b 完成図・施工図二つ折り製本（A 4 版）・・・・・・・・・・・・・・・・各 2 部
- c 完成図・施工図電子データ（文書ファイル、CAD、その他）・・・ 1 部
（CD・DVDで提出）
ただし、データ形式については監督員の指示による。
- d 官公署届出書（A 4 パイプファイル：必要に応じて）・・・・・・・・ 1 部
 - * 官公署届出一覧表（申請・届出書名称、提出者、提出先、保管種別、関係適用法令等を記載する）
 - * 官公署届出書副本・控え等
- e 主要機器完成図（A 4 パイプファイル）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部
 - * 官公署届出一覧表

- * 諸官庁届出書副本写し（写しの綴じ込みは1部のみとする）
- * 緊急連絡先一覧表
- * 工事関係者及び製造者一覧表
- * 機器完成図
- * 機器取扱説明書及び保守指導案内書（メーカー標準）
- * 機器性能試験成績表及び試運転データ
- * 予備品リスト
- * 備品・保守工具リスト
- * その他

f	全体設備詳細取扱説明書及び保守指導案内書	2部
g	完成写真（紙媒体、電子データ）	2部
h	工事写真（紙媒体、電子データ）	2部
i	検修設備機器・器具一覧表	各2部

なお、上記提出物及び数量は、監督員の承諾により省略・増加できる。また、d、e、f、iについてはpdf化した電子ファイルをあわせて提出（電子納品）すること。gとhについては一体として提出することも可とする。電子納品の際はコンピュータウイルス対策を施したうえで提出すること。詳細については監督員との協議による。

- イ 備品・予備品類
- ウ 維持管理に必要なもの
- エ その他監督員の指示するもの

（6）保守工具

当該工事のうち新設検修設備等の保守点検に必要な工具一式を監督員に提出する。

（7）完成引渡し等

完成引渡しは、引渡しに必要な書類及び管理する上での要点をまとめた保守指導に関する案内書の作成、運転指導等の業務を行わなければならない。

ア 装置、機器の説明

系統図、フローシート等による装置の説明及び機器類の取扱い説明をする。

イ 設計関係事項

検修設備で対応可能な車両関係仕様並びに、自動制御のプログラム等を説明する。

ウ 施工状況

隠ぺい部分の主要箇所の施工状況を施工図、工事写真等によって説明し、特に保守上注意する要点等について説明する。

エ 運転指導

検修設備の指示点、設定点及び動作工程等を説明する。また、運転中の機器の温度、振動及び騒音等も注意を要する点も説明する。

オ 保守・管理上必要な事項

潤滑油等の注油間隔、消耗品の種類、法規関係等、保守及び管理上必要な点について説明する。

カ 主要機器類の連絡先等

主要機器の製造者、住所及び連絡先並びに非常時の連絡体制等一覧表にしたものを提示し説明する。

キ 完成引渡しを要する図書

「6（5）引き渡し物品」に記載するもの。

ク 予備品及び工具類

明細書と共に箱等に入れて引渡しをする。

（8）その他工事関係提出書類

請負人は、「表1 工事関係提出書類」による工事関係書類を随時提出するものとする。書類には原則として工事監督簿をつけること。また、提出書類の書式は発注者書式のものとし、監督員の指示を受けるものとする。工事完成時に提出書類の電子ファイル原本（電子データ）を監督員の指示により提出すること。

なお、提出書類のうち省略するものに関しては、監督員の承諾を受けること。

（9）電子納品の事前協議

電子納品の対象案件の詳細については監督員と事前協議チェックリストに基づき、提出前にあらかじめ協議して決定するものとする。電子納品対象案件については各基準等に基づいて提出するものとするが、やむを得ず基準等に基づいた提出ができないものについては、監督員と協議を行い電子納品をする。

表 1 工事関係提出書類

工事施工前	工事施工中
請負代金内訳書	実施工程表（施工計画書内）
工程表	工事日報（まとめて）
工事着手届出書	工事月報
現場代理人選定通知書	工事材料検査申請書
主任（監理）技術者選定通知書	打ち合わせ議事録
公共工事前払い金請求書	立会検査申請書
保証証書（前払い金請求時）	社内検査成績表
下請負人選定通知書	解体または発生材料引渡書
作業従事者選定通知書	支給材料受領書
使用材料承諾願書（特記指定材料）	貸与品借用書
現場事務所設置通知書	工事完成期限延長申請書
火災保険証書写し	臨機措置通知書
安全管理計画書	損害状況通知書
施工計画書	火気使用届出書
	電気使用願書
	建退共収納書
	期間雇用者不採用通知書
	工事出来形部分検査申請書
	工事出来形部分払請求書
	指定部分に係る工事完成通知書
	指定部分に係る工事目的物引渡書
	指定部分に係る工事完成払請求書
工事完成後	その他
工事完成通知書	監督員の指示する書類
工事目的物引渡書	
完成払請求書	
備品・予備品引渡書	

※ 提出部数・方法については、監督員の指示による。

改訂履歴

平成21年	5月20日	制定（工事仕様書の一部として）
平成26年	9月16日	本共通仕様書の分離
平成28年	12月8日	ワンデーレスポンス、現場安全衛生管理について追記
平成30年	5月8日	仕様書等の事前アップロード対応
令和2年	8月6日	かし担保等について修正